



芦こ子第6517号
令和3年1月18日

芦屋市監査委員 阿部清司様
芦屋市監査委員 ひろせ久美子様

芦屋市長 伊藤 舞



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和3年1月15日付け芦監報第16号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、こども・健康部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【子育て推進課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 国庫負担金及び国庫補助金について、当初交付決定通知書を収受した際調定を行わず、変更交付決定通知書を収受して初めて調定を行っているものが見受けられた。また、交付決定額で調定されず今回交付率で調定されているものも見受けられた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。</p>	<p>(1) 国庫負担金及び国庫補助金の調定について、当初交付決定通知書を収受した際に交付決定額で調定を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【子育て推進課・子育て施設担当】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 児童福祉施設目的外使用料について、調定日が使用許可日以降で起案されているが、財務会計規則第25条に基づき、使用許可日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(2) 交付金及び負担金の申請について、変更申請しない旨を梓番決裁で処理しているが、文書取扱規程第3条第4項に基づき、文書管理システムで行うよう改められたい。</p> <p>(3) 国庫負担金及び国庫補助金について、当初交付決定通知書を收受した際調定を行わず、変更交付決定通知書を收受して初めて調定を行っているものが見受けられた。また、交付決定額で調定されず、今回交付率で調定されているものも見受けられた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を收受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。</p> <p>(4) 歳入調定の根拠となる文書について、文書管理システムによる收受処理がされておらず、調定日が特定できない事案が見受けられたため、文書取扱規程第23条に基づき文書の收受を行い、收受日を調定日とするよう改められたい。</p> <p>(5) 職員給食費の納入通知書について、納入期限が記載されていないものが散見された。納入期限については、財務会計規則第30条により別に定めがあるものを除き、調定の日から15日以内の日とされており、第29条第2項では納入期限の記載について定められているため、適正な期限を明記した上で通知するよう改められたい。</p>	<p>(1) 児童福祉施設目的外使用料について、財務会計規則第25条に基づき、使用許可日を調定日とするよう改めます。</p> <p>(2) 交付金及び負担金の申請について、文書取扱規程第3条第4項に基づき、文書管理システムで行うよう改めます。</p> <p>(3) 国庫負担金及び国庫補助金について、財務会計規則第25条に基づき、交付決定通知書を收受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改めます。</p> <p>(4) 歳入調定の根拠となる文書について、文書取扱規程第23条に基づき、文書の收受を行い、收受日を調定日とするよう改めます。</p> <p>(5) 職員給食費の納入通知書について、財務会計規則第29条第2項に基づき、適正な期限を明記した上で通知するよう改めます。</p>

(6) 保育対策総合支援事業費補助金について、交付決定通知書の收受日を調定日とせず、通知日を調定日としていたので改められたい。また、変更交付決定額で調定されず、今年度受入額で調定されていた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を收受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。

(6) 保育対策総合支援事業費補助金について、交付決定通知書の收受日を調定日とするよう改めます。また、財務会計規則第25条に基づき、交付決定通知書を收受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改めます。

監査結果報告に対する措置について

【子育て推進課・施設整備担当】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 子ども・子育て支援整備交付金及び病児・病後児保育施設整備費補助事業補助金について、交付決定額で調定されず、今年度受入額で調定されていた。財務会計規則第25条で「歳入を収入する原因が生じたとき」に調定を行うよう定められているので、交付決定通知書を収受した際は、その都度交付決定額で調定を行うよう改められたい。</p>	<p>(1) 今後の事務処理において、交付決定通知書を収受した際は、その都度、交付決定額に基づいて調定を行うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【健康課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 納入通知書の納入期限について、調定日より概ね1か月程度の期間を設けて発行されているものや、納入期限が記載されていないものが散見された。納入期限については、財務会計規則第30条により別に定めがあるものを除き調定の日から15日以内の日とされており、第29条第2項では納入期限の記載について定められているため、適正な期限を明記した上で通知するよう改められたい。また、納入通知書により請求している事案について、納入通知書の発送に係る決裁がされていないものが見受けられた。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるため、決裁を経て発送するよう改められたい。</p> <p>(2) 各種検診事業に伴う保健センター使用料の徴収について、健康課職員及び徴収業務委託先である医師会により徴収が行われているが、収納事務受託者である医師会により交付する領収書が出納員芦屋市保健センター事務長名で交付されていた。当該歳入の徴収から指定金融機関への払込みまでの一連の事務を収納事務受託者の権限として行う契約であるため、収納事務受託者が使用料を徴収した際は、徴収者が収納事務受託者であることが明らかとなる領収書を交付するよう改められたい。</p> <p>(3) 歳入調定の根拠となる文書について、收受日付印の押印が漏れているものや、文書管理システムによる收受処理がされていないものなど、調定日が特定できない事案が散見されたため、文書取扱規程第23条に基づき文書の收受を行い、收受日を調定</p>	<p>(1) 納入通知書の納入期限については、別に定めがあるものを除き調定の日から15日以内の日とし、記載漏れがないよう改めます。また、納入通知書の発送に係る決裁を今後は電子決裁をいたします。</p> <p>(2) 今後は、収納事務受託者が使用料を徴収した際は、徴収者が収納事務受託者であることが明らかとなる領収書を交付するよう改めます。</p> <p>(3) 收受した文書については、收受文書の量が非常に多く煩雑のため、事業ごとに整理しつつ、收受日受付印の押印をし、文書管理システムによる收受処理をいたします。</p>

日とするよう改められたい。